

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
東金市福祉資金貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市内の低所得世帯に対し、応急資金を貸付しもって当面の事態処理の援護を図るために必要な事項を定める。

(資金の種類)

第2条 福祉資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 生業資金 生業のための支度に必要な資金
- (2) 生活資金 当面の生活に必要な資金
- (3) 高額医療資金 当面必要な高額医療資金
- (4) 応急援護資金 生活保護申請中の生活資金

(貸付金額の限度及び償還方法)

第3条 福祉資金は、次の表に掲げる条件により無利息で貸付けるものとする。

貸付金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間	償還方法
生 業 資 金	100,000 円以内	25 ヲ月以内	貸付決定の月 の次の月から 1 ヲ月	月賦 但し特別の場合は 一括
生 活 資 金	50,000 円以内	15 ヲ月以内		
高額医療資金	100,000 円以内			
応急援護資金	50,000 円以内	生活保護の決定後に支給される 扶助費から一括償還		

(連帯保証人)

第4条 資金の貸付を受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、原則として1名とする。
- 3 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。
- 4 連帯保証人は、東金市内に居住し、かつ、その世帯の生活の安定に熱意を有するものとする。

(借入申込及び貸付決定)

第5条 借入申込者は、東金市福祉資金借入申込書（様式第1号以下「申込書」という。）を、担当民生委員を経由して、会長に提出しなければならない。

- 2 担当民生委員は、申込書の提出を受けたときは申込書中の調査票（様式第1号の2）に必要事項を記入のうえ提出するものとする。
- 3 会長は、前項の書類を受理したときは、すみやかに内容を審査し可否の決定をなし、その旨の通知書（様式第2号）を、担当民生委員を経て借入申込者に送付しなければならない。
- 4 借入申込者は、前項による貸付決定通知を受理したときは東金市福祉資金借用書（様式第3号）を作成し、担当民生委員を経て会長に提出し貸付金の交付を受けるものとする。

5 借入申込者が応急援護資金を申込むときは、応急援護資金借入申込書（様式第5号）を会長へ提出する。会長は、生活保護申請に関し、社会福祉課長から必要な意見を聞き可否を決定する。

（記録）

第6条 会長は、福祉資金を貸付したときは、貸付台帳（様式第4号）を備え、その状況を明確に記録しなければならない。

（償還金の支払猶予）

第7条 会長は、借受人が天災その他やむを得ない事情により、定められた償還期限までに資金の償還ができないと認めた場合は、償還金の支払を猶予することができる。

（貸付金の一部又は全部償還）

第8条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、償還期限前であっても直ちに貸付金の一部又は全額を償還させることができる。

- （1）借受人の申出があるとき
- （2）借受人が事業を怠り、生業の見込みがないと認められたとき
- （3）借受人が故意に償還金の支払いを怠ったとき
- （4）借受人がみだりに借入の用途を変更し又は他に流用したとき
- （5）借受人が東金市外に住居を移転したとき

（氏名、住所の変更）

第9条 借受人又は連帯保証人が次の各号の一に該当したときは、当該借受人又は連帯保証人は、担当民生委員を経由して、すみやかにその旨を会長に届け出なければならない。

- （1）住所を変更したとき
- （2）改名又は改姓したとき
- （3）死亡又は所在不明となったとき
- （4）天災・火災その他重大な災害を受けたとき
- （5）事業を廃止したとき

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほかは、生活福祉資金運営要領の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この規程は、昭和33年4月1日より実施し、従前の東金市社会福祉資金貸付規程は廃止する。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日より実施する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日より実施する。

附 則

この規程は、平成5年10月5日より実施する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より実施する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より実施する。